

## 1510 学校法人秋草学園役員退職金規程

第1条 当法人の理事または監事（以下、役員と称する）が退職した際に、理事会の決議にもとづき支給すべき退職金は、この規程の定めるところによる。

第2条 退職した役員に対しては、理事会の決議にもとづき、この規程の定めにしたがって、理事会の協議により、それぞれ退職金を一時金によって支給する。

2 退職役員が当法人の名声を著しく失墜する行為又は職務上の義務違反等によりその職を解任されたときは、当該役員には退職金は支給しない。

3 退職金は、役員が退職又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。

第3条 一時金として支給する退職金の額は、各役員の職別基本額に、各職別在任年数（1年未満は1年とし、任期中に職別の変更があったときは、上級の職別による）を乗じて得た額の累計額（基準額という）とし、この金額を下回らないものとする。

2 退職金の職別基本額は次の区分による。

- |          |      |   |     |
|----------|------|---|-----|
| (1) 理事長  | 報酬月額 | × | 3.0 |
| (2) 常務理事 | 報酬月額 | × | 2.5 |
| (3) 常任理事 | 報酬月額 | × | 2.0 |
| (4) 理事   | 報酬月額 | × | 1.5 |
| (5) 監事   | 報酬月額 | × | 1.0 |

3 前項に規定する基本額の基礎となる報酬月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長、常務理事、常任理事（非常勤を含む。）及び常勤の理事は、職位別役員俸給月額とする。
- (2) 非常勤理事及び監事は、理事手当及び監事手当の額を12で除して得た額とする。

第4条 役員が任期中に死亡または当法人の都合による解任その他やむを得ない事由によって退職したときは、任期中の残存期間を在職した期間とみなして、基準額を計算することができる。

第5条 特に功績が顕著な役員に対しては、第3条により計算した額の30%の範囲内の金額を、同条の額に加算した額をもって、一時金として支給する退職金の額とすることができる。

第6条 この規程は、理事会の決議によって、随時、改正することができる。

第7条 この規程により支給する退職金中には、職員兼務理事に対し職員として支給すべき退職金を含まない。

第8条 この規程は、昭和62年3月27日より施行し、同日以後に退職する役員に対

して適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成7年1月28日から施行し、平成6年4月1日以後の退職金について適用する。
- 2 常勤の理事の退職金の職別基本額については、改正後第3条第2項第4号の規定にかかわらず、常任理事制度が確立されるまでの当分の間、同条同項第3号に規定する常任理事と同一の取扱いとする。
- 3 平成6年3月31日以前に非常勤理事及び監事の職にあった者の退職金の職別基本額の基礎となる報酬月額については、改正後の第3条第3項第2号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

#### 附 則

この規程は、評議員会の意見を聴いて、令和2年4月1日から施行する。